

岡崎市雨水浸透ます設置促進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市総合雨水対策計画において基本施策とされた「雨水流出の抑制」を実現するためのプロジェクトである「雨水貯留浸透施設の設置推進」に基づき、市街地の多くを占める民間の住宅や事業所に雨水浸透ますの設置をする者に対し、予算の範囲内において材料を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象区域)

第2条 この要綱により雨水浸透ますの設置促進を図る区域は、都市計画区域とする。ただし、次の各号に掲げる区域は除く。

- (1) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域（同法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域を含む。）

(対象施設)

第3条 この要綱により設置を促進する雨水浸透ます（以下「対象施設」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 対象施設は、建築物の新築、改築又は増築に伴い設置され、雨水を集水し浸透を図る雨水浸透ますであること。
- (2) 対象施設は、別に定める技術的基準を満たすものであること。
- (3) 対象施設は、この要綱の規定による材料の支給以外に費用等の助成（移転補償金を含む。）を受けて設置されるものでないこと。

(材料の支給)

第4条 市長は、対象施設を設置しようとする者に対し、次の各号に掲げる材料を支給する。

- (1) 雨水浸透ます（ますの側面及び底面において雨水の浸透ができるものをいう。）及び蓋
 - (2) 透水シート（ますの周囲に充填した砕石に、土砂の混入を防止するために使用するシートをいう。）
 - (3) 単粒度砕石（雨水浸透ますの側面及び底面からの雨水を浸透させやすくするために、ますの周囲に充填するためのものをいう。）
- 2 前項の規定による材料の支給は、岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年岡崎市条例第16号）第7条第12号の規定に基づく譲与とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、対象施設を設置しようとする者が国、地方公共団体、

公社又は公団であるときは、材料を支給しない。

(手続)

第5条 前条第1項の規定による支給を受けようとする者は、申請する年度の3月の第2金曜日(祝日にあたる場合は、その直前の祝日でない日とする。)までに、雨水浸透ます支給申請書(別記様式第1号。次条において「申請書」という。)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、材料支給の可否を決定し、材料支給を行う場合は、雨水浸透ます支給材料発注書(別記様式第2号。以下「発注書」という。)を交付するものとする。

3 発注書の交付を受けた者(以下「支給対象者」という。)は、発注書の交付があった年度の3月末日(土日祝日にあたる場合は、その直前の土日祝日でない日とする。)までに、交付された発注書を市が指定する材料店に提出し、材料の支給を受けなければならない。

4 支給対象者は、前項の規定により材料の支給を受けたときは、その場で支給された材料を確認し、雨水浸透ます納品書(別記様式第3号)に支給を受けた旨を記載しなければならない。

5 材料店は、前項の雨水浸透ます納品書を、市長に提出しなければならない。

(変更申請及び取下げ)

第6条 支給対象者は、申請書の内容に変更が生じた場合、又は申請を取り下げる場合は、雨水浸透ます支給申請内容変更申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その必要に応じて発注書を交付するものとする。

3 支給対象者は、第1項の規定による申請により支給材料の数量を減じた場合は、発注書又は支給材料の一部若しくは全部を市長に20日以内に返却しなければならない。

4 前項の規定による返却は、岡崎市役所河川課又は河川課の職員が指示する場所において行うものとする。

5 第3項の規定により支給材料の一部又は全部を返却しなければならない場合であって、その支給材料を既に使用している等のため返却ができないときは、支給対象者は、当該材料の返却に代えて、当該材料の価額に相当する額を市長が交付する納付書により納付しなければならない。

(完了報告)

第7条 支給対象者は、対象施設の設置工事が完了したときは、遅滞なく、雨水浸透ます設置工事完了報告書(別記様式第5号)に関係書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、すみやかに当該工事が申請の内容に適合しているかどうかについて検査するものとする。この場合において、検査

の結果、当該工事が当該申請の内容に適合していないと認めるときは、申請内容に適合するよう工事のやり直しを命ずることができる。

(維持管理)

第8条 支給対象者は、雨水浸透ますの設置目的に沿った機能を発揮させるため、点検及び清掃の維持管理を行い、その保全に努めなければならない。

2 市長は、施設の維持管理について指導し、又は助言するものとし、支給対象者はこれに協力するものとする。

(免責事項)

第9条 材料支給を受けて設置した雨水浸透ます又はその設置工事により、いかなる事故、問題等が生じても、市長はその責を負わないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。